

田迎地域スポーツクラブに関する規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、田迎地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(事務所)

第2条 このクラブは、事務所（事務局）を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 このクラブは、スポーツ・文化活動を通して、「①たくましい子どもたちを育てよう、②親子・家族の絆を深めよう、③高齢者にいきがづくりや役割をもたせよう、④ふれあい・コミュニティを育てよう、⑤健康で連帯感あふれる明るいまちにしよう」という5つの柱のもと、健康のまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 このクラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ・文化の振興を図る事業
- (2) スポーツや健康増進及び、地域の交流を目的とする事業
- (3) 健康、体力づくり相談事業及び支援事業の開催
- (4) その他、このクラブの目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 このクラブの会員は、次の3種とし、正会員をもって当クラブの構成員とする。

- (1) 正会員 このクラブの目的に賛同して入会した個人で総会の議決権を有する
- (2) 賛助会員 このクラブの目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 本会員 このクラブに入会し事業に参加する会員

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、理事会で決定する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費（別紙1）を納入しなければならない。

- 2 高校生及び18歳未満会員については、保護者がその納入義務を負う。
- 3 既納の会費及び、その他の拠出金品は返還しない。

(保険)

第8条 会員は、入会時、更新時においてスポーツ安全保険に加入すること

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員であるクラブが消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 資格の喪失は、理事会において決定する。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) このクラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
 - (3) 顧問 若干名
- 2 理事のうち1人を会長とし、副会長を2人、事務局長を1人置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び事務局長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこのクラブの職員を兼ねることができない。
- 4 顧問は、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て会長が委嘱する。

(職務)

第14条 会長は、このクラブを代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長及び事務局長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、このクラブの業務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査し、監査結果を総会で報告する。
- 5 顧問は、会長の諮問に応ずるとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第16条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

- 第17条** このクラブに、事務を処理するため事務局を設け、クラブマネージャーその他の職員を置く。
- 2 クラブマネージャーは、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 会 議

(機 関)

- 第18条** このクラブの会議は、総会・理事会・運営委員会とし、会長が招集する。

(総 会)

- 第19条** 総会は、正会員及び理事をもって構成し、クラブの最高議決機関である。
- 2 総会は毎年1回開催する。但し、会長が必要と認める場合には臨時に開くことができる。
 - 3 総会の議長は出席した正会員より選出する。
 - 4 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) 入会金及び会費の額
 - (6) その他運営に関する重要事項
 - 5 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。但し、委任状が提出された場合は出席とみなす。
 - 6 総会は、出席者の過半数を以って議決する。但し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第20条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

(理事会)

- 第21条** 理事会は、会長が随時招集する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。但し、必要に応じて関係者を招集する事ができる。
 - 3 理事会は会長が議長となる
 - 4 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる

- 5 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 6 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は、クラブ目的遂行のため、理事会の下に置き、会長が随時招集する。

- 2 委員は理事若干名及び、各種目指導者で構成し、次の事項を議決する
 - (1) クラブ運営に関すること。
 - (2) イベント企画運営に関すること。
 - (3) 種目及び指導者の選定に関すること。
 - (4) その他運営に関する事項

第6章 会計

(運営費)

第23条 このクラブにかかわる収入は、次のとおりとする。

- (1) 入会金及び年会費
- (2) 国、県、スポーツ振興くじ、その他団体からの補助金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(運営費の管理)

第24条 このクラブの運営費の管理は事務局と会計が行う

(予算・決算)

第25条 このクラブの予算・決算は、総会での承認・決議をもって決定する。

(事業年度)

第26条 このクラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事故の責任

(事故の責任)

第27条 会員は、クラブの活動に際し、クラブの規約及び諸規程を遵守し、各種目指導者及び施設管理者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

- 2 傷害等の事故が起こった場合、会員が加入する第8条に定めるスポーツ安全保険の対象範

囲以内でのみ対応するものとし、クラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求しないものとする。

第8章 補 則

(施行細則)

第28条 この規約の施行又はこのクラブの運営に必要な事項は、総会で定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定めることができる。

第8章 附 則

1. この規約は、平成 27 年 2 月 11 日から施行する。
2. このクラブの設立当初の役員は、第 12 条の規定に関らず、設立準備委員会が選出し、設立総会において承認を得るものとし、平成 29 年 3 月 31 日までを任期とする。
3. このクラブの設立当初の事業計画及び収支予算は、第 25 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. このクラブの設立当初の事業年度は、第 26 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(別紙1)

1. 正会員・賛助会員 (入会金・年会費) (案)

①入会金

正会員 5,000 円
賛助会員 1 口 5,000 円

②年会費

正会員 年額 5,000 円
賛助会員 年額 1 口 5,000 円

2. 個人会員・ファミリー会員 (入会金・年会費) (案)

(1) 入会金 1,000 円 (会員証発行手数料を含む)

(2) 年会費

	1 年間	中途加入者	備 考
一般個人会員	6,000 円	600 円×加入月数	15 才以上 59 才
シニア個人会員	5,000 円	500 円×加入月数	60 才以上
ジュニア個人会員	4,000 円	400 円×加入月数	15 才以下 (中学生以下)
ファミリー会員 (一家族当たり)	10,000 円	300 円×加入月数	保護者が 1 名登録すること。子供のみは不可

(3) 保険料・事務手数料 800 円 (中学生以下)

1,000 円 (65 才以上)

1,850 円 (16 才以上 65 才未満)

※スポーツ安全保険はお一人様ずつの加入となります。

ファミリー会員の場合も参加人数分必要となります。